

第6回野生動物対策検討委員会の会議概要

(職域総合部会個別委員会)

I 日時 平成22年7月7日(水) 13:30~18:00

II 場所 日本獣医師会会議室

III 出席者

【委員】 委員長 鈴木正嗣 岐阜大学応用生物科学部教授
副委員長 山口剛士 鳥取大学農学部教授
小泉透 独立行政法人森林総合研究所野生動物研究領域長
進藤順治 北里大学獣医学部教授
須藤明子 株式会社イーグレット・オフィス専務取締役
福井大祐 旭川市旭山動物園飼育展示係長
森光由樹 兵庫県立大学森林動物研究センター専任講師

(欠席委員) 東海林克彦 東洋大学国際地域学部教授
皆川康雄 野生動物救護獣医師協会副会長

【環境省】 山本麻衣 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室室長補佐
刈部博文 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室狩猟係長

【日本獣医師会】 山根義久 (会長)
大森伸男 (専務理事・職域総合部会長)、ほか

IV 議事

- 1 第5回野生動物対策検討委員会の検討結果(説明・報告事項)
- 2 日本獣医師会第67回総会において「日本獣医師会・獣医師会活動指針」が採択された件(説明・報告事項)
- 3 委員会報告取りまとめに向けた検討(協議・検討事項)

V 会議概要

(1) 山根会長から、開会に当たり大要次の挨拶があった。

ア 近年、環境問題や野生動物に関わる課題がクローズアップされている。

イ アライグマによる被害など外来種の問題が比較的注目されているが、シカ、サル、イノシシ、クマといった在来種に因る問題も全国各地で顕在化していると聞いている。野生動物対策に際しては、各地域の事情や当事者それぞれの立場の違い等様々な側面があり、殺処分一つとっても議論が分かれるところもある。

り、委員会の取りまとめは困難を伴うと思われる。

ウ 宮崎県で発生した口蹄疫についても、野生動物にも大きく関わってくるものであり、単に家畜だけの問題では済まされない。

エ 動物の取り扱いに関する専門職である我々は、難しい課題に目をそむけることなく、先進国にふさわしい議論を深める必要がある。秋には愛知県でCOP10が開催されるが、これら世界の動きの中にあって恥ずかしくないものを打ち出していけるよう、委員各位のご協力をお願いする。

(2) 事務局から出席者の紹介が行われ、人事異動により7月から新たに着任した環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 刈部博文狩猟係長から、「前任地の西表島では、イリオモテヤマネコの保護事業等に関わり獣医師会の皆様にはお世話になった。今後とも、よろしく願いしたい。」旨の挨拶が行われた。

1 第5回野生動物対策検討委員会の検討結果

事務局から、前回の会議概要が説明された。大要は以下の通り。

(1) 「日本獣医師会・獣医師会活動指針」案について意見交換され、検討を踏まえた上で理事会を経て総会に上程することとされた。

(2) 委員会とりまとめについて、項目素案をもとに検討が行われ、各委員により引き続き執筆を進めることとされた。

(3) 「感染症に関わる課題」と「リハビリ（救護）に関する認識」については、次回委員会までに内容を再整理することとされた。

2 日本獣医師会第67回総会において「日本獣医師会・獣医師会活動指針」が採択された件

(1) 大森専務理事から、大要以下のとおり説明された。

ア 前回委員会において委員各位からいただいたご意見をもとに内容を修正した「日本獣医師会・獣医師会活動指針」については、先般開催された日本獣医師会第67回通常総会において採択された。用語の問題をはじめ、多岐にわたり示唆に富んだご意見をいただいたことにあらためて感謝する。

イ 全体の中で他の部分とのバランスを考慮したため、必ずしもすべてのご意見が文言に反映できたとは言えないが、趣旨については極力盛り込んだつもりである。この点についてはご理解をいただきたい。

ウ 生物多様性保全を目的とした野生動物の保護管理は、必ずしも野生動物の命を奪ってはならないということと同義ではなく、個体数の管理や生息域保全の視点の中でどのように今後の野生動物対策を考えていくべきか、生命尊重の観点からは強いての処分には悩ましい面を感じざるを得ない。その中で、日獣会誌第63巻6号に掲載された鈴木委員長の論説は大変参考になり、野生動物の保護管理の中では、ケースによっては個体の処分を行うことも選択肢としてありうるということが明解に示されてい

た。生態系の保全を図ることを達成する上で、救護オンリーでなく処分というものもどう考えるかという両面で考えなければならない。これが現実的対象となることがよく判った。

エ 今期の委員会とりまとめが、今後、獣医師会が生物多様性の保全に社会的役割を果たしていく上で各地の獣医師の参考となることを期待する。

(2) 委員から「本活動指針について、理事会・総会の中で何か具体的な議論は行われたのか」と質問され、大森専務理事から「理事会においては、この指針が「one world one health」とイコール（単なる和訳）なのか、考え方を踏まえたうえで新たに作り出されたものなのかについて質問がなされ、本会としては、あくまで概念を踏まえた上で新たに本会が示すものであること、併せて、「one world one health」については商標の問題もあり、これをそのまま利用することについては制約があることについて説明した。また、「共生」の用語をあえて「共存」と言い換えた趣旨についても理事会・総会において説明し、了解を得た。」と回答された。

3 委員会報告取りまとめに向けた検討

(1) 委員会報告に収載予定で前回会議に引き続き検討するとされた項目のうち、感染症にかかわる課題について、担当の山口副委員長及び進藤委員から資料に基づき取りまとめ案が示されたうえで、内容について出席者による意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

ア 野生動物感染症における3つのリスクとして①公衆衛生学的リスク、②家畜（動物）衛生学的リスク、③保全生物学的リスクを掲げ、大変わかりやすくまとめられている。しかしながら、サルモネラのように、すべてにまたがったリスクを抱えている問題もある。

イ サルモネラについては、囲み記事として別建てで例示してはいかかがか。

ウ 紹介すべき実例としては、エキゾチックアニマルの部分ではオウム病やミドリガメにおけるサルモネラ等が、保全生物学的リスクの部分ではタンザニアのセレンゲティ国立公園におけるライオンのジステンパー、ツシマヤマネコにおけるネコエイズ等があげられる。一方、口蹄疫については、野生動物への感染の証拠が明確に示されていない中で、風評被害の発生にも十分留意しつつ紹介すべきである。

エ 監視体制の部分で、OIE加盟各国の情報収集方法の実例をまとめて紹介するようにはいかかがか

オ シカのCWD（慢性消耗性疾患）についても記載してはいかかがか。

カ 獣医学の果たす役割についての記述では、獣医師自身の知識・技術習得に向けた努力の重要性についても触れておくべきである。日本獣医師会獣医師生涯研修事業の活用も視野に入れるべき。

キ 行政担当者向けの手引書、市民向けの啓発書としての役割も重要である。兵庫県での取り組み、北海道での取り組みなど、野生動物対策に力を入れている自治体の事例を多く紹介することが必要。また、旭山動物園における「スズメ・カラスを学ぶ会」等の定期的な取り組みも囲み記事で紹介すべき。

ク これまで深く考えることもなく野生動物の救護に当たってきた獣医師が、近年感染症に係る課題がクローズアップされてくる中で、改めてそのリスクを認識し戸惑っている例もある。正しい知識を伝えることは大切。ただし単に脅かすだけに終始することは避けるべき。最低限すべきことを例示した上で、恐れず、ただし侮らさずに対応できることが大切。

ケ 例として北里大学における野生動物の搬入及び検査に関するガイドラインが示されているが、現場にとってはこうした資料が最も必要とされている。マスクや手袋はどのようなものがよいか、使用する器具はどのようなものがよいか、等具体的に記載されているほどよい。

コ これからの野生動物対策においては、誰もが参加できるものではなく、十分な準備のもと、かつ相当のリスクを負うことを理解した上で参加することが求められる。

サ 野生動物と人との接点として、餌付けの問題がある。この章の中で触れるべきかはともかく、どこかに項目を設けて記載することが必要。

(2) 本項目全体の構成について、委員長から以下の修正案が示された。

ア 総論としての「1 野生動物と感染症」の中に、救護に係わる内容を追記する。

イ 具体例を囲み記事として挙げるよう努める。

ウ 各論としての「付表 1 野生動物由来の主な感染症」についても、総論と同様に3つのリスクを各項目に示してはいかかがか。

エ 各論の「4 防疫・サーベイランスに関して」の項目番号について、「イ 野鳥のサーベイランス体制」は「(イ) 野鳥のサーベイランスについて」とし、この中の小項目の見出しは適宜振り直すこととする。

オ 「(オ) ウエストナイル熱のサーベイランス」は、「ウ ウエストナイル熱のサーベイランス」とする。

カ 「ウ 感染症予防法、エキゾチックの輸入にかかわる問題」は、「エ 感染症予防法、エキゾチックの輸入にかかわる問題」とする。

キ 「エ OIEの対応」は、「オ OIEの対応」とする。

(3) 取りまとめに用いる用語について委員から質問され、事務局から、ズーノーシスを指す用語としては、「人と動物の共通感染症」を用いることが説明されたうえで、詳細については今後用語集を整備するとともに、原稿を取りまとめる校正段階で統一を図る旨説明された。

(4) サーベイランスの観点からの傷病動物や死体の取り扱いについて、以下の意見交換が行われた。

ア 現状では一般廃棄物として処理されている死体について、取扱いガイドラインを示すなど、何らかの対応が必要である。

イ ガイドラインは、傷病個体の取り扱いの流れ全体を網羅し、現場の獣医師のハンドブックとして活用できるものが望ましい。

ウ ガイドラインの中で、取扱いに厳しい制限を設けると、野生動物対策に一切関わり

を持とうとしない獣医師が増えたり、傷病個体を持ち込んだ市民に対して必要な経費を要求するなどのケースも想定される。このあたりも踏まえて検討を進めるべきである。

エ 行政の立場としては、傷病鳥獣の取り扱いは市町村が行うという建前になっているが、実態は現場の獣医師の好意により支えられているのが実情である。予算措置も厳しくなっている昨今、関係者の理解を深めての支援対策の検討が望まれる。

オ 持ち込まれた個体をどうするか、ということについては、救護の在り方とも深く関わってくる。十分に検討が必要である。

(5) 委員長から、前項の議論に関し、「さまざまな立場、意見があることは十分に理解した中で、今後の我が国の野生動物対策、傷病鳥獣救護の在り方を示すことには困難が伴うが、ここで一步を踏み出し、獣医師会にとっても行政にとっても新たな転換点となる取りまとめが必要である。動物や感染症の専門家である獣医師が、科学的な立場で検討してガイドラインを示すことに意味がある。施設の要件、担当者（人員）の要件等、現在よりも高いハードルになると思うが具体的に記載することが必要である。」とまとめられた。

(6) リハビリ（救護）に関する認識について、担当の進藤委員及び森光委員から資料に基づき取りまとめ案の内容が説明された。

ア 野生動物の救護や野生復帰が生物多様性の保全または保全医学にどのように貢献できるかを示すことが必要。

イ 救護の多様性や役割を説明したうえで、野生動物の救護・延命が必ずしも生物多様性の保全に一致するものではないことを組み入れる必要がある。

ウ 救護ボランティアの存在なしには成り立たない現場にも配慮したうえでそのメリットとデメリットを明確に示す必要がある。

(7) 取りまとめ案の内容について出席者による意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

ア 究極的な見方をしてしまうと、生物を個体群レベルで考えた時には、救護が生態系に果たす貢献はほとんどないといっても過言ではない。むしろ、生態系の中で捕食者にとらえられるべき資源を奪っていることにもなる。

イ 野生動物を守るというのは生息環境の保全あつてのこと。そこを第一に考えるべき。

ウ 希少種と一般種では救護に対する考え方は違うはず。「何でもかんでも救護」というのはリスク面、コスト面など考えてもメリットがない。

エ 動物愛護を強く主張する立場の人々も国民である限り行政としては耳を傾ける必要がある。一方で、感染症対策の観点からみれば「救護はすべきでない」とする方向性はシンプルで分かりやすい。このあたりは、環境省としても今後難しい舵取りになるのではないか。

オ 全国の自治体を見ても、一頭でも傷病鳥獣がいたら助けようという活動をしているところから、狩猟鳥獣は救護しないとしているところまでさまざまである。これらの

事例をいろいろ紹介する中で、課題を浮き彫りにしていく取りまとめ方もあるのではないか。

カ 救護したり放野したりすることに潜む課題を明示したうえで、絶対にしてはいけないケースを示し、そのほかについては各事例を紹介する中で詳細に問題点を検討してはどうか。

(8) 委員長から、日本獣医師会雑誌第 63 巻 6 号に掲載された論説「成熟期に入った野生動物獣医学に求められること—生態学的・保全生物学的な知識と洞察の必要性—」について紹介され、意見交換がおこなわれた。

ア 野生復帰できない個体の終生飼養については、動物福祉の観点から疑問が呈されている。取りまとめに当たっては留意が必要である。

イ 野生動物にとっては、獣医学は必要だが獣医療は不要である。種の保存や獣医学の発展に貢献しうる場合のみ獣医療は必要とされる。

ウ 救護の現場では、獣医療によって助けてみせることが最大の目的とされている面もある。その意識を変えていくことが大切。

エ 獣医学教育の中で疾病の予防と治療に重きが置かれていることが獣医師の理解を難しくさせている。

オ 生態系全体に対する影響を科学的に見れば、傷病鳥獣の救護は不要である。救護の目的は、個体の命を救うことよりも、そこにかかわる人々の心のケアにすぎない。

カ 潜在的には、野生動物を飼養したいがための救護・リハビリとなっている面もあるのではないか。

キ 救護については、反対の立場をとる人もいる一方、「やりたい人はやればいい」として特段関心を持っていない人も多い。本来、基本的に救護は必要ないと明言したうえで条件を整理し、感染症等のリスク対策が完全に行われ、かつ希少種の保護や学術研究目的等に限り救護を行うこととするべきである。しかし、書き方には十分に留意しないとこれまで救護を行ってきた人々からの相当な反発が考えられる。

ク 救護個体を社会的弱者とオーバーラップさせて論じる場面があるが、そこに流れる人間の感情をどのように扱うかは悩ましいところである。

ケ 現場の開業獣医師は、動物を治療する施設として動物病院の看板を掲げ地域の中で仕事をしている。実際に傷病鳥獣が持ち込まれたときに、門前払いしたり殺処分したりというのはなかなか難しい面もある。

(9) 「生物多様性に係る観点から」の項目について、担当の須藤委員から資料に基づき説明され、意見交換が行われた。

ア 事例をできるだけ多く示す一方で、特定の個体や特定の種にとられることなく、域内保全と域外保全のバランスを保ち、予算配分も含めて保全計画を立てることの重要性を書き込むべきである。

イ 域外保全は、域内保全を補完する一手段に過ぎない。域内保全を中心に、本来あるべき生態系を取り戻すことを主眼に記載すべき。

ウ 域外保全のほうが予算措置が得られやすいのは単に見た目にわかりやすく説明がし

やすいから。域内保全についても、必要な措置や意義について十分な説明材料を提示することが必要。

エ トキとコウノトリとアホウドリで野生動物対策予算の多くを費やしている現実にメスを入れるような思い切った記述も必要ではないか。

(10)「個体群管理に係る観点から」の項目について、担当の森光委員から資料に基づき説明された。

(11)「諸言」の項目について、担当の鈴木委員長から資料に基づき説明された。

VI まとめ

委員長により会議出席に対する謝辞に続き以下のとおりまとめられ、会議を終了した。

- 1 特に、救護にかかわる部分については今後とも委員各位のご協力をいただきながら取りまとめを進めたい。
- 2 10月ぐらいをめどに全体の執筆を行い、調整を経て来年早々のとりまとめを目指したい。全体の構成については、原稿が集まってから調整するため、重複部分の整理等、必ずしも提出いただいた原稿がそのまま収載されることにはならないこともあるかと思うが、その点をご了解いただきたい。
- 3 次回委員会の予定、とりまとめの詳細等については逐次電子メール等で相談・意見交換を行いたい。